

## みなべ町公式 Instagram を活用した情報発信業務委託 仕様書

### 1. 業務名

(1) みなべ町公式 Instagram を活用した情報発信業務

### 2. 委託期間

(1) 契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

### 3. 事業目的

(1) 「日本一の梅の里」であるみなべ町の公式 Instagram アカウントを戦略的に運用し、町の魅力を広く発信することで、梅などの特産品の購入促進、消費拡大、関係人口の創出、みなべ町への誘客へつなげることを目的とする。

(2) 委託期間を通じて、受託者が持つ専門的な知見やノウハウを元に、町職員へ指導、研修を行い、次年度以降に町職員が自立的かつ継続的に高品質な運用を行える体制を構築する。

### 4. 委託業務内容

(1) アカウント運用戦略の策定

ア. ターゲット、コンセプトの策定。コンセプトに沿ってアカウント名、アイコン、プロフィール等を設定すること。

イ. アカウントは既存のみなべ町公式 Instagram アカウントを使用すること。

ウ. KGI および KPI (フォロワー数、リーチ数、保存数、他サイト遷移数等) の具体的な数値目標を設定し、これらの達成に向けて運用すること。

エ. アカウントの乗っ取りや炎上等が起きた場合の対応をあらかじめ策定し、万が一発

生した場合は速やかに委託者へ報告し、対応を協議すること。

## (2) コンテンツの企画・撮影・制作・投稿

ア. Instagram に投稿した際の再生回数やいいね数を増やし、新規フォロワーを獲得して町の魅力発信に努めること。

イ. 投稿毎に、いいね数、リーチ数、コメント数等あらゆる角度から検証、分析を行い次投稿の参考にすること。

ウ. リール動画を月に8回以上投稿し、特産品の魅力や観光地の空気感を伝える短尺動画を制作し投稿すること。

エ. 写真、画像、動画を用いてフィード投稿を月8回以上行うこと。

オ. ストーリーズを週2回以上投稿すること。

カ. 投稿テキストを作成すること。投稿文には閲覧数増、フォロワーの増加等効果的なハッシュタグを用いて投稿すること。

キ. 公開にあたっては委託者の承認を受けること。また、委託者から修正を求められた場合は速やかに修正すること。修正に要した費用は受託者の負担とする。

ク. 企画、制作、撮影、投稿に係る、人件費、取材費等はすべて本事業費に含めること。

## (3) 地域の魅力発信施策

ア. プロフィール欄の最適化およびリンク集の設置、管理をすること。(ハイライト機能を用いたカテゴリ別特産品の整理等)

イ. 本町の魅力発信を通じて、地域産品の認知向上及び本町への多様な関わりの創出に努めること。

#### (4) コミュニティマネジメント

ア. コメントおよび DM のモニタリングを行うこと。返信者や返信方針は委託者と協議の上決定する。

#### (5) 町職員への指導、研修

ア. 運用マニュアル（撮影、編集、炎上対策等）の作成をすること。

イ. 翌年度以降は町職員による運用を目標とし、そのための研修講座を実施すること。

ウ. 研修講座内容は企画立案、効果的撮影方法、分析法、炎上対策等の幅広い運用ノウハウについて実施すること。

エ. 職員が作成した投稿案に対するプロの視点からのアドバイスをを行うこと。

### 5. 成果物

#### (1) 隔月運用レポート

数値分析、改善提案を記載したものを隔月ごとに提出すること。

#### (2) 年間総括レポート

投稿内容等をまとめ、目標達成状況および次年度への提言を契約終了日までに提出すること。

#### (3) 運用マニュアル（撮影、編集、炎上対策等）

(4) 撮影素材、投稿データ一式（加工前の生データを含む写真、動画素材及び投稿に

用いた完成データ)を契約終了日までに提出すること。

(5) 研修実施資料および記録を契約終了日までに提出すること。

## 6. 守秘義務

(1) 受託者は、本業務の遂行過程で知り得た一切の情報(秘密情報、個人情報等)を、委託者の承諾なく第三者に漏らしてはならない。

(2) 本業務の完了後、または契約解除後においても同様とする。

(3) 受託者の従業員(退職者を含む)に対しても、同様の義務を遵守させるものとする。

## 7. 著作権等について

(1) 本業務において受託者が撮影、制作した画像、動画、テキスト等の制作物の著作権は、全て委託者に帰属するものとする。

(2) 受託者は、委託者が撮影、制作した画像、動画、テキスト等の制作物を自由に二次利用(HP、広報紙、パンフレット等への転載)することを承諾し、著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 制作物に使用する素材(BGM、フォント、投稿文、人物写真等)は、受託者の責任において第三者の著作権・肖像権を侵害していないことを保証し、必要な権利処理を完了させておくこと。

## 8. 執行体制

(1) 受託者は、本業務を遂行するために必要な専門能力を有するスタッフを配置し、

責任者を明確にすること。

(2) 責任者および主要な担当者を変更する場合は、速やかに委託者に報告し、承認を得ること。その際、業務の質に支障が出ないよう適切に引き継ぎを行うこと。

## 9. 遵守事項

(1) 関係法令（景品表示法、著作権法、個人情報保護法等）および Instagram の利用規約を厳守すること。

(2) 投稿内容については、事前に委託者の確認・承認を得るフローを構築し、独断での投稿によるトラブルを防止すること。

(3) 炎上やアカウント乗っ取り等の緊急事態発生時の連絡体制・対応フローをあらかじめ策定しておくこと。

## 10. その他留意事項

(1) 本仕様書に定めのない事項や、疑義が生じた事項については、委託者と受託者が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(2) 受託者は、本業務の遂行にあたり、委託者が開催する会議等に参加を求められた場合は、これに応じること。

(3) 本業務の全部を一括して第三者に再委託することは禁止する。一部再委託が必要な場合は、事前に委託者の承諾を得ること。また、受託者は再委託先の行為に全責任を負うこと。

(4) 本業務の費用範囲内で効果的な提案、施策がある場合は積極的に提案し、委託者

と協議すること。